令和７(2025)年度

徳島大学大学院医科栄養学研究科
宇宙栄養学コース履修プログラム(秋履修)

履修生募集要項

(一般・社会人)

徳　島　大　学

～履修生募集の対応について ～

本募集に関する最新情報は、徳島大学大学院医科栄養学研究科

ホームページ（下記URL）を御確認ください。

https://www.tokushima-u.ac.jp/med/graduate_school/nutrition_life_science/utyu-eiyougaku.html

令和７(2025)年度　徳島大学大学院医科栄養学研究科
宇宙栄養学コース履修プログラム(秋履修)
履修生募集要項

◆プログラムの目的

本プログラムは、公益社団法人日本栄養・食糧学会が認定する宇宙食・健康認定士制度における「宇宙食・健康認定士」の称号を希望する者に対し、その取得に必要な講義を履修することで、宇宙環境などの特殊環境における健康科学や宇宙食の研究の推進に資する意思があり、人類の安全・安心な生存圏の拡大に資する人材の育成を目的とします。

Ⅰ　募　集　人　員

コース名	今回募集人員
宇宙栄養学コース	20名

Ⅱ　履　修　資　格

履修を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とします。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
(3) 外国において学校教育における16年間の課程を修了した者
(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者

Ⅲ　履修申請期間と受付場所

1　申請期間　令和7(2025)年8月18日(月)から令和7(2025)年9月12日(金)まで
受付時間は、平日午前10時から午後5時まで。
郵送、持参とも9月12日(金)午後5時までに必着のこと。

2　受付場所　〒770-8503　徳島市蔵本町3丁目18番地の15
徳島大学大学院 医歯薬学研究部 生体栄養学分野 二川健

注）安全保障輸出管理について

徳島大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「徳島大学安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から学生の受入れに関して、厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合があります。願書の提出の前に指導教員予定者と相談をするなど、申請にあたっては注意してください。

詳細については以下の研究支援・産官学連携センターのホームページを参照してください。

https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/

Ⅳ　履修申請手続

履修申請者は、事前に徳島大学大学院 医歯薬研究部 生体栄養学分野 二川健（ nikawa@tokushima-u.ac.jp ）にご連絡ください。説明会の案内(参加URL、ミーティングID、パスコード)と履修申請手続きに必要となる履修許可願の送付及び講習料納付先などをお知らせします。

令和7(2025)年8月19日(火)正午から約30分間、ZoomによるWEB説明会を実施しますので、申請された方、あるいは申請を予定されている方は必ず参加してください。

1　提出書類等

履修許可願	所定の用紙に必要事項を記入したもの ※説明会に参加し、事前に、徳島大学大学院 医歯薬研究部 生体栄養学分野 二川健（ nikawa@tokushima-u.ac.jp ）から所定用紙を取得してください。
卒業証明書等	卒業証明書または学位記の写し
講習料納付の明細書等	講習料40,500円を指定の納付先へ払い込み、その明細書を添付してください。※既納の講習料は返還しません。説明会に参加し、事前に徳島大学大学院 医歯薬研究部 生体栄養学分野 二川健（ nikawa@tokushima-u.ac.jp ）へ指定の納付先を取得してください。

２ 手 続

履修申請者は、申請手続に必要な書類をそろえ、申請期間内に必着するように提出してください。

Ⅴ　履修方法と履修期間

１　履修方法

履修が許可された者は、履修期間中に、徳島大学のmanabaを使用したWEB動画講義の受講とレポート等の提出が必要となります。履修許可後に、徳島大学のmanabaのアカウントを発行いたします。

２　履修期間

令和7(2025)年10月1日(水)から令和8(2026)年9月30日(水)(秋履修)

Ⅺ　履修の認定

１　プログラム履修生は、所定の授業科目を履修し、評価を受けるものとします。

２　授業担当教員が評価を行い、全ての授業科目において合格と認められた者に対しプログラムの修了を認定し、履修証明書を交付します。

Ⅶ　その他

１　履修申請の受付後は、検定料の払い戻しはしません。

２　本履修プログラムの修了だけでは、宇宙食・健康認定士の資格を取得できませんので、ご注意ください。参考：宇宙食・健康認定士制度について(公益社団法人 日本栄養・食糧学会)

３　履修申請手続等についての質問があれば、徳島大学大学院 医歯薬研究部 生体栄養学分野 二川健（ nikawa@tokushima-u.ac.jp ）へ照会してください。

参考：宇宙食・健康認定士制度について（公益社団法人 日本栄養・食糧学会より抜粋）

■第１節　本認定資格の認定を申請する者の条件

第６条　宇宙食・健康認定士の認定を申請する者は、申請日において次の各号の条件を全て満たす者であることを要す。

１）本学会の学会員（正会員又は学生会員）であること。

２）次の①又は②のいずれかを満たすこと。

①次の㋐及び㋑の両方を満たすこと。

㋐修業年限４年以上の大学を卒業し、かつ、別表第１に定める本学会協力機関が実施する履修プログラムを修了していること。

㋑『日本栄養・食糧学会誌』（和文誌）又は『Journal of Nutritional Science and Vitaminology』（英文誌）などの学術雑誌（以下、「学術雑誌」という。）に、宇宙などの特殊環境における食、栄養若しくは健康に関する論文（和文も含む）又は総説（和文も含む）が１報以上掲載されていること。ただし、筆頭著者である必要はない。

②別表第２に定める大学院の課程を修了していること。

３）直近４年間に、本学会の主催する大会（支部大会も含む）において、宇宙などの特殊環境における食、栄養若しくは健康に関する研究成果を１回以上発表していること。

第７条　宇宙食・健康指導士の認定を申請する者は、申請日において次の各号の条件を全て満たす者であることを要す。

１）本学会の学会員（正会員又は学生会員）であること。

２）次の①から③のいずれかを満たすこと。

①宇宙食・健康認定士の資格取得後４年以上経過していること。

②宇宙食・健康認定士の資格取得後に大学院（博士課程又は博士後期課程）に進学し博士の学位を取得していること（学位授与日に学位を取得したものとみなす）。

③別表第２に定める大学院の課程を修了した者であること。ただし、大学院博士課程又は博士

後期課程にて初めて宇宙栄養学コースを履修した者は除く。
３）宇宙食・健康認定士の資格取得後、学術雑誌に、宇宙などの特殊環境における食、栄養若しくは健康に関する論文（英文）又は総説（英文）が筆頭著者として１報以上掲載されていること。
４）直近４年間に、本学会の主催又は共催する大会（国際学会、支部大会を含む）において、宇宙などの特殊環境における食、栄養若しくは健康に関する研究成果を１回以上発表していること。

■第２節　本認定資格の認定方法
第８条　宇宙食・健康認定士の認定を申請する者は、次の各号に定める書類を本委分科会に提出する。
１）宇宙食・健康認定士の申請書
２）第６条各号に定める条件を満たしていることを証明できる書類
　　例えば、宇宙栄養学コース履修証明書のコピー、修士論文のコピー、論文掲載誌のコピーなど
３）その他本委員会が提出すべきと求めたもの
第９条　宇宙食・健康指導士の認定を申請する者は、次の各号に定める書類を本分科会に提出する。
１）宇宙食・健康指導士の申請書
２）第７条各号に定める条件を満たしていることを証明できる書類
　　例えば、学位記のコピー、学位論文のコピーなど
３）宇宙食・健康認定士の認定証のコピー
４）その他本委員会が提出すべきと求めたもの
第１０条　本認定資格の申請者は、審査料を納めなければならない。
２　審査料は6,000円とする。
３　納入された審査料は理由の如何にかかわらず返還しない。
第１１条　本認定資格の認定は毎年１回行う。
第１２条　本委員会委員長は、本認定資格を認定した者（以下、「資格者」という。）にその資格を与え認定証を（日本栄養・食糧学会 代表理事・会長名で）交付する。また、資格者の氏名を理事会に報告し、本学会内で各資格者の履修履歴などのデータベースを構築し保存する。
２　本認定資格の有効期間は、前項の認定証の交付の日から５年とする。ただし、第２０条により資格を喪失した場合には、喪失事由が発生した日、第２１条により資格を取り消された場合には、その処分の日をもって有効期間は終了する。
３　本認定資格の認定証の再発行手数料は6，000円とする。

■第３節　本認定資格の更新
第１３条　資格者は、本認定資格の有効期間満了の１年前から有効期間満了日までの間、本認定資格の更新を申請することができる。
第１４条　前条の更新申請をする資格者は、申請日において次の条件を満たす者であることを要す。
１）資格者の本認定資格の有効期間内の活動実績を別表第３に定める付与ポイントにて換算した場合に、合計30ポイント以上を獲得していること。
第１５条　海外勤務・留学、病気療養、出産・育児・介護のための休職などやむを得ない理由により、本認定資格有効期間内の活動実績が30ポイントに満たない者は、有効期間満了日の属する年度内に、本委員会が別に定める書類を提出することにより、更新手続を猶予される。ただし、本認定資格の有効期間は延長されない。
２　前項の猶予期間は最長で3年間とする。ただし、本委員会がやむを得ないと認める場合は、更に2年間を限度に猶予を認めることができる。
第１６条　宇宙食・健康認定士の資格の更新を申請する者は、次の各号に定める書類を本分科会に提出する。
１）宇宙食・健康認定士の申請書

２）第１４条に定める条件を満たしていることを証明できる書類
第１７条　宇宙食・健康指導士の資格の更新を申請する者は、次の各号に定める書類を本分科会に提出する。
１）宇宙食・健康指導士の申請書
２）第１４条に定める条件を満たしていることを証明できる書類
第１８条　本認定資格の更新申請者は、更新料を納めなければならない。
２　更新料は6,000円とする。
３　納入された更新料は理由の如何にかかわらず返還しない。
第１９条 資格更新業務は本分科会が行うものとし、理事会の承認を必要とする。

■第４節　本認定資格の喪失・取消
第２０条　資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本認定資格を喪失する。
１）第３節に定める更新申請を第１３条に定める期間内に行わずに有効期間が満了したとき。
２）第３節に定める更新申請が認定されずに有効期間が満了したとき。
３）本認定資格を辞退したとき。
第２１条 本学会は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合、本委員会の決議を経て理事会の承認により、本認定資格を取り消すことができる。
１）資格者としてふさわしくない行為があったとき。
２）申請手続において重大な誤り又は不正があったとき。

■第５節　本認定資格の再取得
第２２条　第２０条によって資格を喪失した者は、以下の各号の条件を全て満たすときは、本認定資格の再取得を申請することができる。
１）申請日において、本学会の学会員（正会員又は学生会員）歴を継続しており、かつ、会費を完納していること。
２）本認定資格の再取得を希望する年から起算して、直近５年以内に再取得を希望する本認定資格の更新条件を満たしていること。
第２３条　本認定資格の再取得を申請する者は、次の各号に定める書類を本分科会に提出する。
１）再取得申請書
２）第２２条第２号に定める条件を満たしていることを証明できる書類
第２４条　再取得申請の審査は、第２節の本認定資格の認定時に行うものとする。ただし、事情により本認定資格の認定が行われない場合は、別途再取得申請の審査を行うものとする。
第２５条　再取得後の本認定資格の有効期間は、再取得の決定日から５年とする。なお、認定歴は、喪失の期間を除く以前の認定期間も含めるものとする。

別表第１

実施機関名称	履修プログラム名称	履修プログラム修了に必要な授業科目及び単位数
徳島大学	徳島大学大学院医科栄養学研究科宇宙栄養学コース履修プログラム	宇宙と栄養・医学概論（2単位）
		宇宙運動学（2単位）
		特殊環境栄養学（2単位）

別表第2

資格の種類	課程名称
宇宙食・健康認定士	徳島大学大学院医科栄養学研究科博士前期課程宇宙栄養学コース
宇宙食・健康指導士	徳島大学大学院医科栄養学研究科博士後期課程宇宙栄養学コース

別表第3　更新時にポイントの対象となる実績

内　容	付与ポイント
1. 日本栄養・食糧学会年次大会での発表	15
2. 日本栄養・食糧学会年次大会への参加	10
3. 日本栄養・食糧学会支部大会での発表	10
4. 日本栄養・食糧学会支部大会への参加	10
5. 日本栄養・食糧学会が共催する海外学会での発表	15
6. 日本栄養・食糧学会が共催する海外学会への参加	10
7. 日本栄養・食糧学会が共催する国内学会での発表	10
8. 日本栄養・食糧学会が共催する国内学会への参加	5
9. 宇宙食関連英文科学雑誌への論文・総説の掲載（筆頭著者）	15
10. 宇宙食関連英文科学雑誌への論文・総説の掲載（共著者）	10
11. 宇宙食関連和文科学雑誌への原著・総説の掲載（筆頭著者）	10
12. 宇宙食関連和文科学雑誌への原著・総説の掲載（共著者）	5
13. 宇宙食関連分野への研究や社会実装化に関する研究、宇宙実験の実施	30